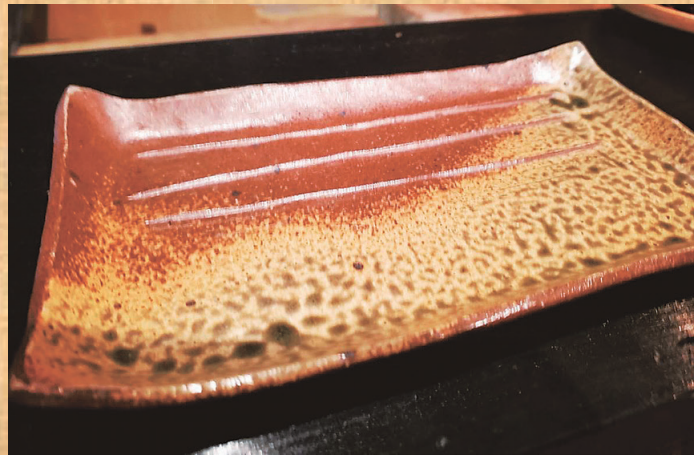


ながさきのふくし

あなたと
つながる
長崎のまち



灰かぶり長角皿：(福) 三彩の里 陶芸課 問 ふれあいショップ TEL：095-846-8022 (写真協力：寿司処銀屋町まさる)
お料理をさらに美味しく引き立ててくれる長角皿。作っているのは、15年以上の経験を積んだ利用者様です。

Contents

特集 身体拘束廃止P2
 取り組みの強化を考える

共同募金P6

福祉人材研修センター発P7
 いいね、いいまち、いい介護 報告
 合同面談会《冬》開催案内

社会福祉法人の地域貢献P8

県社協 Topics & InformationP9
 老施協フォトコンテスト各賞紹介
 県社協会長表彰
 九州身体障害児者施設研究大会
 全国ナイスハートバザール in 長崎/教育支援資金
 研修・イベント/県社協職員のみどころ

Pickup! 社協 西海市社協P12
 ハート♥お届け便/ながさきのふくしクイズP12



身体拘束廃止

— 取り組みの強化を考える —

平成30年4月の介護保険制度改正で取り組みが強化された身体拘束廃止。
取り組み強化の背景と長崎県の状況を紹介しします。

文章中の※付き番号の注釈は、各ページの下に記載しています。

■なぜ今取り組みが強化されたのか

平成30年度の介護報酬改定では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民一人ひとりが医療や介護が必要な状態になっても、その状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、質が高く効率的な介護の提供体制を整備するため、次の四つの施策がとられています。

- I 地域包括ケアシステムの推進
- II 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現
- III 多様な人材の確保と生産性の向上
- IV 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

IIは、「介護保険の理念や目的を踏まえ」実現するとされています。

身体拘束廃止は介護保険制度発定と同時に法令で定められましたが、18年経過した今、身体的拘束廃止の取り組みが強化された背景には、昨年3月に公表された身体拘束の実態調査^{※1}の結果があります。介護相談員派遣事業実施事務局に在籍する活動中の介護相談員のうち、回答した3,877名の33.1%が、非意図的な虐待・身体拘束が疑われるグレーゾーン行為が「あった」と回答しました。明らかに虐待・身体拘束と考えられる行為が1,125件、グレーゾーン行為が1,171件、虐待・身体拘束につながる可能性のある不適切ケアが4,840件報告されています。

■■報告された例（一部）■■

【虐待・身体拘束】

- ・利き手にペットボトルを半分に切った筒をミトンがわりにかぶせ、手作りの手袋で覆っている。
- ・車いすの後ろは壁、前には大きいテーブルを置き、身動きできないようにサンドイッチ状にされている。

【グレーゾーン行為】

- ・車いすの空気を抜く。
- ・動きがわかるように靴・腕・掛け布団の足元に鈴をつけている。

【不適切ケア】

- ・動き出しそうな人には、低いソファに座らせ自力では動けない体勢にしておく。
- ・毛布にカウベルのような大きな鈴が付けてあり、夜中用事があるとき音を鳴らす。入所者は皆に迷惑をかけるから我慢する。

身体拘束により生活行為を制限することは、廃用症候群となり身体機能を失うだけでなく、人権を侵害することでもあり、【自立支援・介護予防】という介護保険の理念に反することから禁止されています。

身体拘束を行ってもよいとされる「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」とは、「切迫性・危険が迫っている状態」で、「非代替性・身体拘束以外に方法がなく」、「一時性・一時的であること」、この3つの要件をすべて満たす場合です。

3つの要件をすべて満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等のチームで検討、確認し、身体拘束の態様・時間、その際の入所者（利用者）の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録することが義務づけられています。

■取り組み強化の内容

今回の改正により、居住系サービス、施設系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や、対策を検討する委員会の定期的な開催などが義務づけられ、義務違反の場合の減算額が大幅に増えました。（居住系サービスは「新設」）

身体拘束を禁止する規定は、介護保険制度発定時に「介護保険指定基準」に盛り込まれています。

サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない

※1：特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク介護相談・地域づくり連絡会による「身体拘束及び高齢者虐待の未然防止に向けた介護相談員の活用に関する調査研究事業報告書」

〈身体拘束廃止未実施減算〉

改定前…5単位/日減算

改定後…10%/日減算

〈見直し後の基準〉

1. 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

2. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会※2を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。

3. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

4. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

基準を満たしていないことが明らかになった場合は、速やかに改善計画を都道府県知事に提出後、事実が生じた月から3か月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとされており、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、身体拘束を受けた利用者の介護報酬だけでなく、施設の全介護報酬に対して10%減算（これまでは5%）となります。

経営に大打撃!!

例

従来型個室の特別養護老人ホーム
平均要介護度 4・100床で、3か月間減算された場合
(1か月30日で計算)…あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
発行「身体拘束廃止研修虎の巻」より抜粋

2018年3月まで:

5単位/日減算

50円×100床×30日×3か月
= **450,000円減収**

2018年4月以降:

10%/日減算

7,630円×100床×30日
×3か月×10%
= **6,867,000円減収**

長崎県内の状況

前述の調査で長崎県内では、調査対象となる「介護相談員派遣事業」実施自治体は5、そのうち4自治体、50名の介護相談員が回答しました。

〈有効回収数:50〉

事例提出数:140

虐待・身体拘束:17

グレーゾーン行為:14

不適切ケア:96

具体的な取り組み（複数回答）	割合
会議等で具体策を協議し対応することで廃止に至った	33.5%
計画作成担当者等でケアプランの見直しを行った	15.3%
家族が安心できる環境づくりをし、廃止に伴う理解を得た	16.6%
職員間で気づきを言い合える環境づくりを行った	16.1%
今いる人員で工夫し、ケア技術の向上と日々の業務を見直しを行った	15.6%
その他	2.8%
計	100%

また、長崎県が独自に行っている「身体拘束に関する実態調査」（28年度実施が最新）では、身体拘束禁止の対象とされた県内の介護保険施設1,371施設を対象に実施され、1,334施設が回答しました。

調査結果のうち「身体拘束状況の年次推移」（下図）を見ると、確実に拘束率は下がっているものの、約一割の施設で身体拘束が行われたことがある、という状況となっています。

一方、「身体拘束が廃止になった事例の有無」では、回答した1,334施設のうち320施設で事例有と回答されています。廃止に至った具体的な取り組みは左図のとおりです。

身体拘束状況の年次推移

※廃止・休止の施設は含まない

(単位:施設)

H19年より特定施設、H26年より(看護)小規模多機能・短期入所生活・短期入所療養を含む年次推移

H28年より特定施設入所者生活介護を含む養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームのすべての施設を調査対象に追加し、調査を行っている。

	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
拘束実施施設	156	142	139	160	143	123	134	134	133	121	141	118	154
調査用紙回収施設	401	463	490	562	559	585	605	610	611	630	1,040	1,083	1,334
拘束率	38.9%	30.7%	28.4%	28.5%	25.6%	21.0%	22.1%	22.0%	21.8%	19.2%	13.6%	10.9%	11.5%

※2: 地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護における同委員会については、運営推進会議を活用することができる。

本年度、長崎県は、介護施設等の従事者や管理者を対象に、「高齢者権利擁護推進員養成研修」を三つの課程で実施しています。

基礎課程を新上五島町と佐世保市で、施設において研修等を計画し指導者として活動できる人材を育成する実践課程を長崎市で、介護施設等の経営者・管理者等を対象とした管理者研修を諫早市で開催することとしています（一部は既に終了）。

これらの研修により、利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を習得した職員が、介護現場での取り組みを推進し、また指導する人材となることが望まれます。

■介護相談員の活動研究調査で示されたもの

前述の調査報告書の巻末には、介護保険制度施行17年を経て、身体拘束は決してなくなっていない、それどころか身体拘束なのかどうかかわりづらい事例が増えているという結果であった、ということ踏まえ、次のことが投げかけられています。

○「この身体拘束は緊急やむを得ないの

か？

○ 人員不足や家族の同意は身体拘束の理由にならない。

○ 不適切なケアと事故防止（ケース）

○ 介護相談員は、被介護者と対等な市民として、自分に置き換えて判断する。

○ 介護相談員は、身体拘束に気づいたら聞いてみる。「現場がわからないくせに口出しをするな」は身体拘束を正当化する常套句。それで議論を終わらせるのは逃げ。

○ 介護相談員は、施設との信頼関係を築きながら改善につなげる。

○ 施設側が、介護相談員の活動を上手に活用することで、よりよい循環が生まれる。

これらのことから、「日常化し、介護者自身さえ自覚していない不適切ケアの減少のために、また不適切ケアから身体拘束・虐待へと移行することを防ぐためにも、閉鎖的で地域とのつながりが薄いといわれる施設にとっては、保険者である市町村長の委嘱を受け、第三者として市民の目線で定期的に介護の現場に入る介護相談員の活用は、身体拘束及び虐待の未然防止に効果的であるといえる」としています。

■身体的拘束等の適正化のために

先に記した平成30年度介護報酬改定での身体拘束廃止未実施減算は、「施行以後、最初の身体拘束廃止に係る委員会を開催するまでの3ヶ月の間に指針等を整備する必要があるので、それ以降の減算」（平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1））と示されており、今年7月から適用されています。

この指針の整備とは、見直し後の基準の3に示された「身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること」です。改正された運営基準で、「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」）は、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成することが求められています。また、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について「施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのもの」であり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないとしています。指針には、次の項目を盛り込むこととされています。

① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

③の研修については、組織的に職員教育を徹底させていくために、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催し、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要とされています。

身体拘束は虐待であり、利用者の人権を侵す行為です。身体拘束、行動制限、抑制などの不適切なケアの廃止に向け、職員一人ひとりの質の向上と、それを支える組織的な取り組みが、施設・法人に求められています。

対象

社会福祉施設・事業所に勤務する介護職員の方
*受講対象種別/高齢者：○、障害者：○、児童：×、保健・医療：○

研修コード

[kd19011]

(申込書 A)

適切なケアを探る！

介護拒否への対応 研修会

H31 1/15 (火) 10:00~15:30

長崎県総合福祉センター
(長崎市茂里町3-24)

ねらい

○「利用者にとって必要なケアなのに、拒否されてしまう…」それは「拒否」でしょうか？それとも「意思表示」なのでしょうか？

本研修では、認知症の方のケアの中で起こる「拒否」の原因や、虐待につながる恐れのある不適切ケア（グレーゾーンケア）が及ぼす影響を具体例をもとに学んだうえで、認知症の方の不安・緊張・混乱を軽減する関わり方を、成功例・失敗例から習得します。

共催：長崎県老人福祉施設協議会

おすすめのポイントはここ！

認知症ケア専門士・認知症看護認定看護師としての知識と経験や介護現場での認知症ケアなどをもとに培った幅広い視野で、認知症の方とよりよいコミュニケーションを取るためのスキルや、現場での信頼関係構築に欠かせないアセスメント力を身につける方法を伝授します。

※本研修会では、テキストとして書籍を使用しません。

講師

市村 幸美 (いちむら さちみ) 氏

- ・元 認知症看護認定看護師
- ・認知症ケア専門士

准看護師として数年間勤務した後、看護師免許を取得。精神科病院の認知症病棟での勤務をきっかけに認知症ケアに興味を持ち、認知症看護認定看護師を取得。派遣看護師として、30ヶ所以上のデイサービスで勤務するなど豊富な現場経験をもとに、現在はショートステイでの勤務の傍ら、セミナーで講師をするなど精力的に活動している。

◆著書/心が通い合う認知症ケア 声かけ・接し方スキル (日総研出版)



主なプログラム

(定員/90名)

1. なぜその場面で「拒否」されるのか
認知症を理解するためのファーストステップ
ケア場面で起こる「拒否」を掘り下げる
疾患（全体像）と人（意志・感情）を理解する
2. 拒否されない関係を築くためには
認知症ケアの悪循環とは？
グレーゾーンの具体例とそれを減少させるポイント
3. 認知症の方とのコミュニケーション
声かけのポイント
非言語コミュニケーション
4. 《事例で学ぶ》こんな時どうする？
なぜ？を考えてその方にあう適切ケアを探る
水分摂取拒否、服薬拒否、入浴拒否、レク拒否、食事拒否、排泄拒否など

受講料

県社協会員施設（事業所）…1人 8,000円
非会員施設（事業所）…1人 12,000円

※ 納入方法は受講決定通知にてお知らせいたします。

※ 申込、他研修情報はホームページをご覧ください。
<http://www.nagasaki-pref-shakyo.jp/>

※お車でお越しの方は、近くの有料駐車場をご利用下さい。

申込締切日：1/4(金)

長崎県福祉人材研修センターでは、社会福祉事業従事者を対象にした研修を年間約40本開催しています。研修情報は、長崎県社協ホームページや、研修メルマガ（登録無料）で入手できます。

詳しくは **長崎県社協 福祉の研修** で検索！

社会福祉法人
長崎県共同募金会

長崎市茂里町3番24号
TEL:095-846-8682
FAX:095-846-8565
✉kyobo@akaihane-nagasaki.or.jp



平成30年度 歳末たすけあい運動が 始まりました

12月1日～25日
目標額：5,000万円

スローガン つながり ささえあう みんなの地域づくり

毎年、共同募金運動の一環として、実施している歳末たすけあい運動が、「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに12月1日より始まりました。

歳末たすけあい運動は、明治39年に始まり、昭和初期には歳末同情週間、戦後は社会福祉協議会が行う歳末たすけあい運動として実施され、昭和34年からは共同募金の一環として共同募金会が募金運動を実施し、社会福祉協議会が集まった寄付金の助成を受けて、支援を必要とされる方々に対する見舞金品の贈呈等各種の福祉事業に助成を行っています。

また、NHK歳末たすけあい、長崎新聞社歳末たすけあいもこの歳末たすけあい運動の一環として本会との共催で募金活動を行っています。

今年、長崎県内の歳末たすけあい募金の目標額は5千万円で、主な募金の用途は、

- ① 社会福祉協議会が行う地域で支援を必要とされる方々への年末見舞金品の贈呈事業や年末・年始の食事サービス等各種福祉サービス事業
- ② 児童養護施設等に対する就職・進学支度金
- ③ 社会福祉施設の福祉車両（車いす

仕様等）整備事業

④ 生活困窮等地域の課題を解決する団体等の事業費

⑤ 火災等小災害見舞金、地震や台風等大規模災害発生時のボランティア活動を支援するための準備金

⑥ 運動推進費等

として助成を計画しています。今年も皆様方の温かいご理解とご協力をお願いいたします。

**今年もテーマ型募金を行います
(平成31年1月～3月)**

全国の共同募金会では、平成28年度から運動期間を6ヶ月に拡大し、様々な取り組みを行っており、本県では、多様化・複雑化する社会課題の解決や地域の福祉課題に取り組みNPO、ボランティア団体等が、自らが行う活動の趣旨を広く県民に啓発し、県民の理解と共感に基づく募金活動を展開することにより、団体の活動に必要な資金を募集するテーマ型募金を実施しています。

昨年は、5つの団体がこの募金活動に参加し、587万円を超える募金が集まりました。

今年も、10の団体がこのテーマ型募金に取り組みます。皆様の温かいご協力をお願いいたします。

おいしくて安く便利! ララコープのお弁当宅配

3つのコースからお弁当を選べます。週3回以上から曜日指定もできます。容器は電子レンジに対応します!

献立は、毎週、毎日(月曜日-金曜日、四季折々のもの)をお届けします。配達スタッフが基本手渡しでお届けします。(不在時には保冷箱にてお届けをします)高齢者の方には見守り活動も兼ねてサポートいたします。

ごはんとおかず4~5品のお弁当コース 545円(税込) 2,725円(送料別)

おかず6品のおかずコース 576円(税込) 2,880円(送料別)

おかず9品 彩食八菜コース 690円(税込) 3,450円(送料別)

専任の管理栄養士が献立を提案します。容器は翌日に回収します。

セットで「カップサラダ」のご注文ができるようになりました! ※詳しくは宅配スタッフまたは下記までお問い合わせください。

生活協同組合 ララコープ 0120-279-560 お電話受付時間 月～金曜日 9:00～18:00

随時お申込み受付中! 上記フリーダイヤルへお電話ください。お届けエリアはお問合わせください。FAX095-883-4445

※お届けなどに際する詳しい内容は裏面にをご覧ください。※指定地域(停車位置からご指定のお届け先までの距離が50mを超える場合)に該当する方は、お断りできません。予めご了承ください。

基本は手渡し。ご利用いただく方の見守り活動もおこなっています

おいしくて栄養のバランスが良いので毎日届くのが楽しみです

11月11日の介護の日に合わせて「ながさきのまち」を舞台に開催しました。介護用ドリンクやコーヒーなどを飲みながら介護現場で働くスタッフと会話ができる「いいね！カフェ」や、高齢者体験、介護機器体験、コミュニケーションロボットとのふれあいなどに、1,500名を超える方々が参加しました。

あったか介護ありがとう 11/3 sat
いいね、いいまち、いい介護
inながさき

@ベルナード観光通り



“介護のしごと魅力伝道師”のお二人からは、「答えがないことが魅力!」「十人十色、喜怒哀楽、一期一会。言葉にできない刺激ばかり!」と介護の仕事の計り知れない可能性が語られました。



2 16 sat

福祉・介護の就職合同面談会《冬》

- 参加法人（48法人予定）による法人・事業所PR（受付/9:30～） 10:00～11:50
- 福祉・介護の就職合同面談会（受付/12:00～） 13:00～16:00

会場：長崎県総合福祉センター（長崎市茂里町3-24）

問 長崎県社協 福祉人材研修センター ☎ 095-846-8656

- ☑ 資格がなくてもOK!
- ☑ 雇用保険の就職活動実績になる!
- ☑ 託児スペースあり!



**第5回 社会福祉法人 宮共生会
地域交流拠点センター
『ごちゃませ』**

社会福祉法人宮共生会は平成13年8月に国の認可を受け、障がいのある方が、地域と共存しながら生活できる共生社会の実現を目指して障害福祉事業を始めました。

**「法人の基本理念と行政計画を
具体化する場」**

障がいのある方の生活の質を向上させるための事業を展開する中、社会福祉法人として実施する更なる地域貢献事業について模索していたところ、平成27年12月佐世保市より、住宅団地等における高齢者、障がい者又は子育て世代の居住の安定確保、地域住民の健康の維持・増進、多様な世代の交流促進、地域コミュニティ活動の活性化の取組に関する「スマートウェルネス計画」※が出され、スマートウェルネス事業実施者の公募がなされました。

当法人の基本理念と佐世保市が考える「スマートウェルネス計画」を実行に移すことで、日頃から住民同



介護予防サロン「いきいきサロンきずな」は自主グループ。毎回15人以上が賑やかに参加する。

士が交流できる場所を確立することにより、地域全体でお互いを支え合う環境を提供することが出来るのではないかと考え、平成29年4月「地域交流拠点センター『ごちゃませ』」を開所しました。

**「孤立しがちな方が地域社会と
関わる場所として」**

法人内で生活保護受給者に対しての社会復帰事業の実績もあり、当法人としての地域貢献活動に生活困窮者対策は必要不可欠であることと、地域交流拠点を法人内に設けることにより、特に孤立しがちになってしまつ障がい者世帯が地域社会と関わる場所を作りたいと考えました。

地域交流拠点センター『ごちゃませ』の開所以来、いきいきサロンきずな様による介護予防教室、にじいろサロン様による自閉症児の子育て、親子の会が開催されています。

また、隣人愛の会様によるホームレス支援等々地域交流拠点としての役割を果たし、多様な方の交流が活発となっています。

「これからの取り組み」

■放課後学習支援

放課後、地域の小学生がやってきて地域交流スペースで宿題をするそばで、高齢者の方が、小学生の見守りや、時にアドバイスをしながら交流をする環境づくりを行おうと考えています。

■地域共同食堂

夕食をひとりであらざるを得ない子どもや独居高齢者の方がいらつしゃいます。そんな方々が一緒に食事を取れる場所「地域共同食堂」開設を目指します。

また、地域の環境整備やお手伝いをした子どもたちには、努力の対価として「地域ボランティア通貨」（通称）を発行し、そのボランティア通貨を使って地域共同食堂で食事ができるようにすることも考えています。

■高齢者の交流推進

高齢者の方が昼間、趣味の活動を行える場所を提供していきます。まずは気軽に遊びに来てもらい、夕方集まってくる障がい児や小学生たちを見守る活動を通して、高齢者の方の役割・居場所づくりをすることが狙いです。

今後も近隣地域の方や団体・関係機関と連携し、近隣地域だけでなく佐世保市全域の地域コミュニティを更に活性化させるためのパイオニア的な取り組みを継続していきたいと思えます。

※スマートウェルネス計画

住宅団地等における高齢者、障がい者又は子育て世帯（以下「高齢者等」）の居住の安定確保、地域住民の健康の維持・増進、多様な世代の交流促進、地域コミュニティ活動の活性化等の取組に関する計画。

住宅団地や周辺地域における高齢者等の居住の安定確保、地域住民の健康の維持・増進、多様な世代の交流促進、地域コミュニティ活動の活性化等に関する方針と、方針に従つた具体的な取組内容である、①高齢者等向けの住宅及び高齢者生活支援施設等の併設施設に関する事項、②見守り等の生活支援、多様な世代の交流等の活動に関する事項を定めることとされている。

「介護の日」フォトコンテスト受賞作品

11月11日は、「いい日、いい日、介護の日」。
「あった介護くださいな」をテーマに、長崎県老人福祉施設協議会が開催した第5回「介護の日」フォトコンテストには94件の応募がありました。10月29日からは県内各地で移動展が行われています。ここでは最優秀賞と特別賞3点をご紹介します。



【最優秀賞】（長崎県老人福祉施設協議会長賞）

「嫁に来んね」
撮影：特別養護老人ホーム老福荘
加藤拓海さん

野外活動時、不意に「あなた、うちの嫁に来んね」と言われた瞬間です。
ケアスタッフのほっこり笑顔に温かさを感じました。

【長崎県知事賞】



「『うちは、みじよか』
～隣の人には負けてません～」
撮影：養護老人ホーム松寿園
里本絹江さん

【県社協会長賞】



「あ～！そこそこ！」
撮影：デイサービスセンター光の園
西屋ひとみさん

【長崎新聞社賞】



「あいた！泣かせてしもた～」
撮影：特別養護老人ホーム
サンホーム江上 橋本和明さん

県社協ホームページで全入賞・入選作品を見ることができます



あなたの側で、暮らしの中で、
健康維持・増進に積極的な
貢献をしたい

家庭常備薬等のご案内を
ご利用ください。

事業内容
● 医薬品の販売
● 医薬部外品及び化粧品の販売
● 嗜好飲料及び栄養補助食品の販売
● 計量器、医療器具、医療機器、衛生材料、健康食品、スポーツ用品等の販売
● 生活習慣病等の予防の為のセミナーの企画・開催

家庭常備薬の中で
役立っている
BEST3は？

1 感冒薬
2 解熱鎮痛剤
3 絆創膏

(当社H28年度アンケートより)

SHIRAIISHI

白石薬品株式会社

本社
〒567-0005 大阪府茨木市五日市1丁目10番33号
TEL 072-622-8500 FAX 072-622-8510

大阪支社
〒578-0954 大阪府東大阪市横枕12番19号
TEL 072-961-7473 FAX 072-961-7680

東京支社
〒110-0015 東京都台東区東上野3丁目1番13号
第7大銀ビル4F
TEL 03-5827-4614 FAX 03-5806-2057

九州営業所 札幌営業所
TEL 092-741-8952 名古屋営業所

株式会社ワイズ
〒567-0005 大阪府茨木市五日市1丁目10番33号
TEL 072-622-7440 FAX 072-622-8510

平成30年度

長崎県社会福祉協議会・長崎県共同
募金会会長表彰式
11月7日

長崎県社協では社会福祉の充実発展に功績のあった方への表彰や感謝状の贈呈を行っています。

今年度は、147名5団体が受賞、長崎県共同募金会会長表彰との合同表彰式を開催しました。式典では、多額の寄付等により感謝状を贈呈した2名2団体も紹介されました。

式典後の記念講演では、九州教員株式会社 代表取締役社長 船橋修一氏より、「企業の社会貢献・地域貢献」と題しワークライフバランスとダイバーシティを重視した人材育成によるCSV経営 (Creative Shared Value: 価値共創) など、同社の様々な取り組みが語られました。



今年度は8部門で表彰がなされました

九州身体障害児者施設研究大会
盛会裏に終了！ 9月20日・21日

長崎県身体障害児者施設協議会や長崎県社会福祉協議会が主催して、長崎市のホテルニュー長崎で、『第37回九州身体障害児者施設研究大会』が開催されました。

「福祉(ふくし)：(ふ)普通に(く)暮らせる(し)幸せな未来を目指して！ ～みんなが笑顔あふれる社会づくり～」を大会主題として、九州各県から身体障害児者施設の役員等約350名が一堂に会しました。

厚生労働省障害福祉課長による基調講演では最新情報を確認。4つのテーマを掲げた分科会では、直面する諸問題に対する現場での実践活動報告の後、グループ内での意見交換が活発に行われ、その勢いは夜の交



「夢を追い続けて…」をテーマに語る内村氏。「話したいことは山ほどある」と、時間が足りないほどでした。

全国ナイスハートバザール in 長崎

開催決定！

- ♥ 日時：平成31年1月13日(日)～17日(木) 5日間
10:00～19:00(最終日は18:00まで)
- ♥ 会場：アミュプラザ長崎(JR長崎駅前かもめ広場)
- ♥ 参加(出店)施設：県内外の障害者福祉施設(約50施設)
- ♥ 内容：障害者施設製品の展示即売(縫製品、木工品、手作り陶器、手工芸品、アクセサリ、加工食品等)

問 長崎県社会就労センター協議会 (担当：鶴田)
☎ 095-844-2056

交流会まで続きました。2日目の記念講演の講師は、オリンピック体操男子金メダリスト、内村航平選手のお母様である内村周子氏をお招きしました。「同じ話は二度と話さない」という講演の中で、金メダリストの母親としての本音や航平選手に関する「秘話」がテンポよく語られ、会場内には参加者の笑い声が響く一方で、感動で涙する姿も見られました。

自動車共済 MAP (任意保険)

福祉にかかわる皆様だけのお得な割引制度

共済制度のメリット

- 非営利の共済制度
- 節約型のお得な掛金
- 早くて親切な事故処理
- 他保険会社等からの切替でも安心
 - ノンフリート等級(無事故割引等)、フリート優良割引などはそのまま引き継げます。

- 1 福祉車輛割引 3%
 - 消費税非課税措置の対象となる福祉車両の契約の場合。
- 2 障害者割引 10%
 - ご本人(記名被共済者)、配偶者、同居のご親族のどなたかが障害者の認定を受けているご家庭の契約の場合。
- 3 福祉施設割引 10%
 - 社会福祉施設が所有・使用する自動車の契約の場合。
- 4 福祉施設職員割引 5%
 - 社会福祉施設に勤務する役員・従業員の契約の場合。



長崎県火災共済協同組合

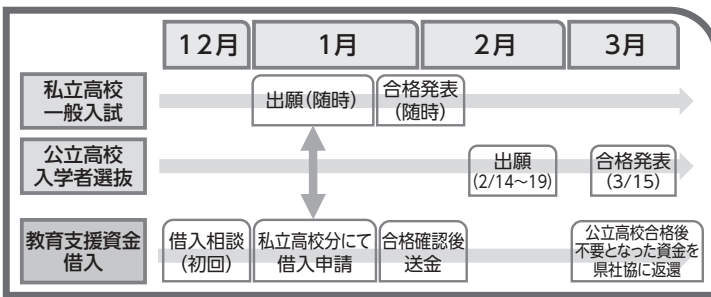
長崎市桜町4-1 商工会館8F
TEL 095-822-9695

貸付の条件

貸付対象	低所得者世帯
対象校	長崎県育英会や日本学生支援機構の奨学金制度の対象校（高校、高専、専修学校、短大、大学）
貸付利子	無利子
償還期間	10年以内（据置期間6ヶ月以内）
送金方法	半期ごとの分割送金（就労支援費は一括）
相談窓口	お住まいの地区の民生委員や市町の社協

就学支度費	資金用途：入学に際しかかる費用 貸付限度額：50万円
教育支援費	資金用途：就学期間中にかかる費用
	貸付上限月額
	<高校> 3.5万円
	<高専・専修学校> 6万円
	<短大> 6万円
<大学> 6.5万円	

高校併願受験の場合の教育支援資金借入スケジュール



問 長崎県社協 生活福祉課 ☎095-846-8639

来春、高校・大学等への進学を
考えている方へ
「教育支援資金のお知らせ」

長崎県社協では、高校や大学、短大、専門学校などに進学する際の入学金や学費等の費用が必要な世帯に貸し付けを行っています。申し込みから送金までに一定の期間が必要となりますので、学校への納入期限前に申し込まれると希望する期日までに貸付できない場合があります。お早目にご相談ください。

貸付対象

次の条件をすべて満たす方
 ・所得の少ない世帯
 ・長崎県育英会、日本学生支援機構（給付型、第一種奨学金）、母子父子寡婦福祉資金（ひとり親家庭）を借りることのできない方や、それらの資金では学費が不足する方
 私立と公立の併願の場合でも、私立の受験票または入学願書があれば申し込みできます。

●●●●● ご寄付のお願い ●●●●●

県社協の事業に賛同し、応援して下さる方からのご寄付をお待ちしております。

- ❖ お祝いごとや催し物の収入、香典返しの一部
- ❖ 会社や商店、団体などの創立記念・開店記念などのご芳志
- ❖ 各種パーティー、バザーなどの益金の一部
- ❖ お買物のおつり、お小遣いの残りなど

問 長崎県社協 総務課 ☎095-846-8600

県社協職員のひとりと

一人暮らしの母が、家屋内の事故で6月に入院した。これまで幸いにも経験してこなかった手続きなどいろんな対応をする中で、母が義母の介護をしていた頃を思い出す。…任せっぱなしだった。県外にいた時期だったにしても、相談を受けたりすることもなかった。頼りにならないことがわかっていたのだろう。もうすぐ退院。相変わらず私は頼りにならないが、私が頼りにできる人はいる。（山口しのぶ）



研修・イベント

支え合いマップ作成講座

12/9(日) @長崎県庁 1F 大会議室 AB
問 長崎県社協 地域福祉・ボランティア課

介護福祉士受験対策講座②直前総仕上げ編

12/13(木)・14(金) @長崎県総合福祉センター
問 長崎県社協 福祉人材研修センター

適切なケアを探る！介護拒否への対応研修会

1/15(火) @長崎県総合福祉センター
問 長崎県社協 福祉人材研修センター

よりよいケアを目指すための介護職と看護職の連携研修会

1/16(水) @長崎県総合福祉センター
問 長崎県社協 福祉人材研修センター

待ったなし！働き方改革に対応するための福祉現場の労務管理研修会

1/30(水) @長崎県総合福祉センター
問 長崎県社協 福祉人材研修センター

<上記各課直通電話>

地域福祉・ボランティア課：095-846-8618
福祉人材研修センター：095-846-8657

Pickup! 社協

西海市社協

「西海市福祉施設連絡協議会」を支援

合併から2年後の平成19年4月、スケールメリットを活かした事業を展開するための

西海市福祉施設連絡協議会（以下、「施設連絡協」）が立ち上がりました。立ち上げの呼びかけを行った西海市社協は、会員であると同時に、設立時から事務局として会の支援を行っています。

種別分野を超えた、経営・運営強化と職員の資質向上、施設利用者へのサービス向上を目的としたこの施設連絡協には、現在19法人46施設・



10月28日のミニバレーボール大会

事業所が参画しており、全会員が「地域福祉部会」「広報・交流部会」に参加しています。

平成21年度からは、市の「家族介護者教室事業」を受託し、会員施設職員が市内各地で開催される教室で講師を務めています。（30年度は家族介護者リフレッシュ事業を受託）

職員間の交流も会の目的の一つで、10月28日には、ミニバレーボール大会を開催し、6法人7事業所から51人が参加しました。

「高齢、障がい、児童と分野の違う施設・事業所が集まっているだけに、研修のテーマを絞りにくいことが悩みの一つです」と同社協地域福祉課志田課長。とはいえ、施設連絡協で実施した研修が好評で、会員の保育所でも同じ講師を招き保護者を対象にした講演会を行うなどの効果も出てきているとのこと。

「施設連絡協にはいろんな可能性があると思うんです。会員施設職員を講師にした初任者研修や働き方改革の研究もできるかもしれない。そのためにも、会員自身が『何をしたいか』を出して、主体的に関わっていくことが必要だと考えています」（志田課長）

これからの取り組みに注目です。

ながさきのふくしクイズ

【身体拘束廃止未実施減算】

平成30年の見直し後の基準では、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を●か月に1回以上開催することとなっている。

特集記事をヒントに、●に入る数字をお答えください。

正解者の中から抽選で2名様に、(福)三彩の里の「灰かぶり長角皿」(表紙で使用)をプレゼント。当選者の発表は商品の発送をもって代えさせていただきます。

応募方法

はがきまたはメール、FAXで、クイズの答えと①住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、業種②本誌に対するご意見・ご感想・ご要望をご記入の上、下記までご応募ください。締切：平成31年1月25日(金)

宛先

〒852-8555 長崎市茂里町3-24 (メール・FAXの場合の送信先は、このページ下段をご覧ください) 長崎県社会福祉協議会 「ながさきのふくしクイズ係」

- ◇ ご記入の個人情報は適切に管理し、目的以外に使用しません。
- ◇ 本誌に対するご意見・ご感想・ご要望の一部は、「読者のお便り」に掲載させていただく場合もあります。



長崎県内の福祉施設で作られた素敵な作品をご紹介します

陶芸品各種 (福)三彩の里



表紙の長角皿のほかにもいろんなタイプの食器が作られています。緑、茶、黄色が鮮やかな長崎三彩伝統工芸品は、毎年作られる干支の置物も人気です。食器：380円～

お問い合わせは「ふれあいショップ」へ

☎ 095-846-8022



vol.6 への読者のお便り

・特集記事(運転免許自主返納)は、喜寿を迎えた祖母のいる私にとってタイムリー。何かあってからでは遅いので、相談窓口などを利用しながら本人の不満がないよう説得していけたらと思います。